

令和元年6月17日
株式会社 農口尚彦研究所

農口酒造株式会社に対する差止請求仮処分決定に関するお知らせ

この度は、世間をお騒がせし、ご心配とご迷惑をお掛けしていることとお詫び申し上げます。

さて、農口尚彦研究所の杜氏農口尚彦は、石川県能美市の農口酒造株式会社に対し、「農口尚彦」及び「杜氏 農口尚彦」の名称使用の差し止め等を求める仮処分の申し立てを行ってまいりましたが、今般その主張が金沢地方裁判所によりほぼ主張どおり認められたことを発表いたします。

農口酒造株式会社は、杜氏の許諾等なんら権限がないにもかかわらず「杜氏 農口尚彦」の名称をラベル等に表示した商品を、石川県内をはじめとする全国の小売店において販売するとともに、ホームページその他の公告宣伝物において「農口尚彦」及び「杜氏 農口尚彦」の名称を多用しております。

その結果、お客様が同社の商品を杜氏の手による日本酒であると誤認してご購入される事態が多数発生しておりました。

かかる事態は、70年以上も日本酒造りのみにひたすら精進してきた杜氏を貶めるものであると同時に、杜氏の造る日本酒を楽しみにしていただいているお客さまをいたずらに混乱させるものです。杜氏は、何よりもお客様にご迷惑をおかけしていることについて心を痛め、やむなく本申立てを決意した次第です。

弊社といたしましては、裁判所において杜氏の主張が認められたことは、お客様に安心して杜氏の手による酒を楽しんでいただく一助になるものと考えております。

以上